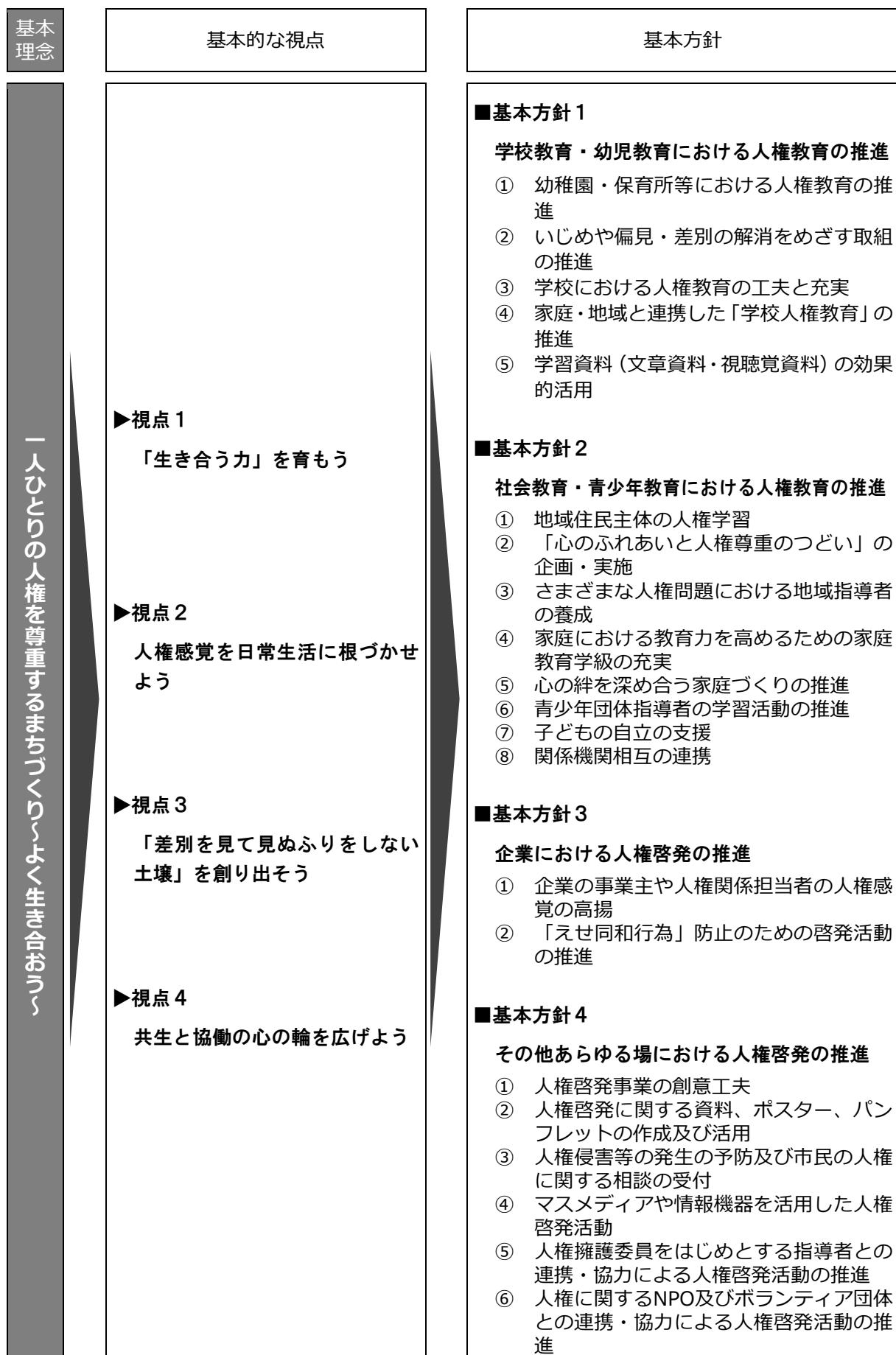


第2章 計画の基本的な考え方

■計画の体系



1 基本理念

人権とは、人間が人間らしく幸せに生きていく権利であり、すべての人権が尊重されることにより、平和で豊かな社会が実現されるものと考えられています。

国連が、こうしたことを「世界人権宣言」として採択してから70年以上が経過しました。

日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、犯すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」(第11条) とし、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条) と基本的人権について定めています。

この間、わが国においては、女性の参政権を認める普通選挙が実施され、子どもの権利が認められるようになり、「ノーマライゼーション」の考え方が普及してきたことで、障がいのある方や高齢者の社会参加がひろがってきました。

その一方で、セクハラ、パワハラ、学校でのいじめ、子どもや高齢者・障がい者への虐待、高齢者を狙った悪徳商法など身近な場面での人権侵害は後を絶たず、インターネットを悪用したいじめやSNS上のトラブルなどは、新たな人権問題となってきています。

また、国際社会においても、世界各地での民族や宗教をめぐる対立や紛争、テロなどによる人権侵害は依然として続いており、「地球温暖化問題」をはじめ地球規模で解決しなければならない喫緊の課題も山積しています。

こうしたことに対し、国連は、人権がベースにある「誰一人取り残さない」「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しています。

本市では、市民憲章で「人間を尊重する住みよいまちをきずきます」と謳い、1993（平成5）年策定の生涯学習基本構想において、人権教育を生涯学習の中に位置付け、これを受けて「人権を尊重し、互いに支え合うあたたかい地域社会」の実現をめざし、1996（平成8）年「生涯学習都市」を宣言しました。

そこで、本計画の基本理念を「**一人ひとりの人権を尊重するまちづくり～よく生き合おう～**」と掲げ、人権教育・啓発を推進していきます。

**一人ひとりの人権を尊重するまちづくり
～よく生き合おう～**

2 基本的な視点

本計画は、学校や職場、家庭や地域において、あらゆる機会を通して人権教育・啓発が行われることで、人権尊重の理念が、人々の思考や行動の価値基準として人間関係と社会関係の基本となる「人権文化」が普遍的なものになることを目的とします。

また、持続可能なまちづくりのために、「人権」をキーワードに、多様な価値観があることを認め合い、「いのち・生き合う」存在として、一人ひとりを尊重することを基本とします。

そこで、計画の推進にあたっては、人権問題を、より広く、より深く考え、「人としての生き方の問題」として教育・啓発し、行動へつなげていく取組を行います。

(1) 「生き合う力」を育もう

地域におけるコミュニケーションの欠如、人間関係の希薄化の中で、偏見や差別につながる問題を解決することが困難になってきています。

人と人とがまっすぐに向き合い、よりよく関わり合うことを通して、「生き合う力」を一人ひとりの努力によって育むことが大切です。

(2) 人権感覚を日常生活に根づかせよう

「自分は差別なんかしていない」「身近なところに差別はない」と他人ごとで片付けるのではなく、世の中には差別されている事象があり、差別する行為があり、差別されている人がいるということを意識できることが、偏見や差別事象を、自分自身の問題として考える基礎になると思われます。「自分は相手をどのように見ているのか」を自分自身に問い合わせし、日常生活の中で常に「差別をしない」ということを、知識ではなく感覚として身に付けることが大切です。

(3) 「差別を見て見ぬふりをしない土壤」を創り出そう

私たちの社会には、人種、民族、社会的身分、性別、障がいの有無、国籍、言語、価値観など、属性や文化の違いを理由にして、不当な制約を加えるような状況が見られます。例えば、「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担意識、疑問を感じることがあっても、周りの多数者やその場の実力者に合わせ同調する傾向、仲間とそれ以外のように二分して考える発想などです。

このような意識や考え方を見直し、克服しようと努力することで、「差別を見て見ぬふりをしない土壤」を創り出すことが大切です。

(4) 共生と協働の心の輪を広げよう

人は、それぞれ異なる生活文化をもち、価値観も異なっています。また、民族や国籍をはじめ、生活環境の違うさまざまな人々が共に暮らしています。しかし、これらの違いを否定的に認識したり逆に同質性に優位な価値を求めたり、その他の違いや序列を作り出して排除したりするような状況が見られます。

市民一人ひとりが、このような状況を見つめ直し、違いをありのまま受け入れ、他者（他の個性、集団、文化）との出会いを大事にしようと努力することが大切です。

3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

すべての人間は、一人ひとりがかけがえのない「いのち・生き合う」存在であり、その人権は、等しく尊重されなければなりません。このために人権教育・啓発の推進を図ることは行政の責務であり、生涯学習の重要な課題として位置付けるなど、人権を尊重するまちづくりを進める必要があります。

一人ひとりの人権を尊重するまちづくりをめざし、持続可能な社会の実現をめざす時代に生きるにふさわしい人権感覚の普及・高揚を図るため、さまざまな場を通して人権教育・啓発の計画的で効果的な推進に努めます。

(1) 学校教育・幼児教育における人権教育の推進

① 幼稚園・保育所等における人権教育の推進

豊かな体験活動や他の人とのかかわりを通して、幼児一人ひとりのよさを伸ばし、互いを大切にし合う心を育て、幼少期から自己肯定感を高める教育を進めます。そのため、本市が、幼児教育に携わる職員の人権感覚を高める研修の充実に努めます。

② いじめや偏見・差別の解消をめざす取組の推進

いじめや偏見・差別は、心を傷つけ、人権を侵害する行為です。全教育活動において、子どもたち一人ひとりの自己有用感や自己肯定感を高めることを通して、日常生活に見られるいじめや偏見・差別をなくし、人権感覚をはぐくみながら、「いのち・生き合う」人間関係づくりをめざします。

③ 学校における人権教育の工夫と充実

各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の特質に則し、相互の関連を図りつつ、教育活動全体を通して推進していきます。また、地域の特色を生かしたり、他校との連携を図ったりしながら学習内容や活動方法の工夫・改善に努めていきます。

④ 家庭・地域と連携した「学校人権教育」の推進

学校におけるさまざまな人権課題に関する学習は、家庭や地域の理解と協力によって子どもの心により確かに定着していくものです。地域の人たちの体験談を学習に取り入れたり、ブロック別の学校人権教育研究会に地域からの参加や意見を求めたりするなど、学校が効果的な人権教育を推進できるよう支援します。

⑤ 学習資料（文章資料・視聴覚資料）の効果的活用

さまざまな人権課題に関するリーフレットや啓発DVD、小中学生からの募集作品（作文、詩・標語、ポスター）を人権学習資料とし、学校において積極的に活用されるように促します。

(2) 社会教育・青少年教育における人権教育の推進

① 地域住民主体の人権学習

他人ごと意識を克服し、共に生き、共に支え合う精神を高め人権を尊重する地域づくりを進めるため、公民館等を拠点として、さまざまな人権の課題について主体的に学習する機会を各地域でもちます。

② 「心のふれあいと人権尊重のつどい」の企画・実施

地域における相互の信頼関係を深め、人権を尊重する地域づくりのために、望ましい人間関係の在り方について考え合う場として、「心のふれあいと人権尊重のつどい」を各地域ごとに企画し、実施します。

③ さまざまな人権問題における地域指導者の養成

人権学習講座、心の輪講座及び地域人権教育推進指導員研修会などの開催により、各地域・各種団体指導者の人権問題に対する理解を深め、それぞれの地域において主体的に行動しようとする人材の養成を図ります。

④ 家庭における教育力を高めるための家庭教育学級の充実

子どもの教育や人格形成に家庭が果たす役割を見つめ直し、次世代を担う子ども達の豊かな人間性や社会性を育むため、家庭教育学級において保護者自らが学び、子育てに関するさまざまな問題を共に考えることにより、家庭の教育力を高められるよう内容を充実させます。

⑤ 心の絆を深め合う家庭づくりの推進

「家庭はすべての教育の出発点」という認識に立ち、家庭内のコミュニケーションを

通して家族の絆を深め、社会性や人を思いやる心を育む土台となる自己肯定感を高め、「家庭の日」の啓発など、心豊かな明るい家庭づくりにつながる取組を推進します。

⑥ 青少年団体指導者の学習活動の推進

青少年団体指導者の人権感覚を高めるため、青少年関係施設等においていじめや虐待をはじめさまざまな人権問題に関する学習会を積極的に開催します。

⑦ 子どもの自立の支援

いじめ問題や不登校等で悩んでいる児童生徒からの相談に応じる機関において、適切な対応に努めながら一人ひとりの自立を支援し、子どもの人権を尊重する取組を推進します。

⑧ 関係機関相互の連携

いじめや人権侵害が深刻な事態に発展しないよう、関係機関をはじめ学校・家庭・地域相互が連携を図り、その早期発見・早期解決に努めます。また、未然防止のためのスキルアップをめざし、関係者への研修を充実させます。

(3) 企業における人権啓発の推進

① 企業の事業主や人権関係担当者の人権感覚の高揚

企業と企業に働く人は、共に地域社会の一員として、地域の文化や社会生活の向上に大きな影響力をもっています。企業内において積極的に人権啓発活動を推進し、企業とそこに働く一人ひとりが共に支え合い、ハラスメントのない人権が尊重される職場づくりと、住みよい社会づくりに努めていくことが大切です。

そこで、企業において人権問題の学習や研修を積極的・継続的に取り入れるために、各企業の経営者や人事関係担当者に対して、公正な採用選考の意義や人権感覚を高めるための学習講座の積極的な案内、啓発資料の配布、人権啓発DVDの貸出し、企業内研修で使用する学習資料の提供、出前講座の講師派遣に努めます。

② 「えせ同和行為」防止のための啓発活動の推進

企業に対する「高額な書籍を売りつける」「寄付金を要求する」等の「えせ同和行為」を排除するために、えせ同和行為防止グッズやリーフレットを企業に配布し啓発に努めます。

(4) その他あらゆる場における人権啓発の推進

① 人権啓発事業の創意工夫

市民一人ひとりの人権尊重意識の向上をめざし、あらかじめ参加者に興味関心のある課題についてアンケートをとり、需要に応える内容を盛り込んだり、参加者同士が考え方や思いを交流できるディスカッションやワークショップを取り入れたりする人権啓発事業、市民の参加意欲を高める魅力と必然性のあるイベントを企画し開催することに努めます。

また、一人でも多くの方に参加していただけるように、市民ニーズの把握に努めるとともに開催場所や日時についても検討し、手話通訳や要約筆記、磁気誘導ループ席等の設置を進めます。

② 人権啓発に関する資料、ポスター、パンフレットの作成及び活用

人権尊重推進強調月間にあわせて募集する人権に関する作品を、啓発ポスター作成等に活用する事業を引き続き進めるとともに、より参加の広がる取組をめざします。また、人権教育・啓発の掲示用パネルや啓発物等、社会情勢を反映した新しいツールを揃えます。

③ 人権侵害等の発生の予防及び市民の人権に関する相談の受付

人権擁護委員、法務局やその他関係機関と連携して人権擁護及び人権啓発活動を推進するとともに、その案内・サポート体制の充実に努めます。

④ マスメディアや情報機器を活用した人権啓発活動

市民に対して、ホームページ、広報ぎふ、地域情報誌、ラジオの放送、SNS等により、人権啓発に努めます。

⑤ 人権擁護委員をはじめとする指導者との連携・協力による人権啓発活動の推進

「人権啓発フェスティバル in ぎふ」や信長まつり、人権パネル展での人権啓発の催し、幼稚園、保育所等での人権教室等に引き続き取り組むとともに、より一層連携・協力の推進に努めます。

⑥ 人権に関するNPO及びボランティア団体との連携・協力による人権啓発活動の推進

人権ボランティア団体である「心の輪の会」と共催する講座を設ける等、各種団体との連携・協力を進めます。